

# 本冊子の構成と使い方

本冊子は2部構成になっています。

**第1部は、障害のある子どもの支援体制の整備の手引きです。**

「一人一人の子どものニーズを把握し、子どもに関わるすべての人々が連携しながら適切に支援する」特別支援教育の実践を支えるためには、各学校や市町村、都道府県のあらゆる単位で支援体制を整備することが必要です。これは、特別支援教育の基本的な考え方に立って指導や支援を進めるために、今後制度がどのようになろうと整備することが必要なシステムであり、この2年間の「特別支援教育推進体制モデル事業」の中でその必要性和有効性が確かめられてきたものです。

この成果を生かし、平成17年度には、すべての小・中学校において校内委員会を充実し、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体として障害のある子どもへの指導や支援を進めていくことが必要です。

第1部では、「特別支援教育推進体制モデル事業」や「養護学校・地域等連携推進事業」の取組を紹介しながら、校内支援体制の整備、相談機関や巡回相談等の活用、実践上の留意点、市町村での支援、盲・聾・養護学校の地域支援等についてまとめました。

このガイドを参考にして、各校の実態に応じた体制整備と相談の活用、児童生徒への支援を工夫しながら進めていただくことを願っています。

**第2部は、個別の指導計画の作成と活用の手引きです。**

「一人一人の子どものニーズを的確に把握し、その子に応じた適切な指導や支援を考えて、子どもに関わる人々が連携しながら指導や支援を行い、その内容がその子に本当に合っていたかを吟味して進める」ためには、個別の指導計画の作成と活用が必要です。

盲・聾・養護学校、障害児学級、通級指導教室等では、これまでも個別の指導計画を作成して指導や支援を行ってきましたが、Plan-Do-Seeのサイクルに則って進めるためには、個別の指導計画の作成と活用についてさらに改善を図ることが必要です。

また、LD、ADHD、高機能自閉症など通常の学級に在籍する障害のある子どもたちに対して、必要に応じて個別の指導計画を作成し、指導方法の工夫改善を行いながら、よりその子に合った指導や支援を行うことが必要です。

第2部では、実態の整理とアセスメント、目標と手立ての設定、個別の指導計画の活用等について、具体的なポイントをまとめました。

このガイドを参考にしながら「楽に作れて、役に立つ」個別の指導計画を作成し、活用していただくことを願っています。

なお、支援体制の整備については、文部科学省作成の「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（平成16年1月）を参考にしてください。

特にLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への具体的な支援や医療機関等との連携等については、昨年度発行した「LD、ADHD、高機能自閉症支援ガイド」（平成16年3月、京都府教育委員会及び本事業調査研究運営会議）や、京都府総合教育センター障害児教育部のホームページ「ITEC・学校支援・特別支援教育関連・教育資料－地域や学校における特別支援教育推進体制の充実に関する研究－」、「LD、ADHD等サポートマニュアル」などを参考にしてください。